

唐津市コスメティック産業集積促進補助金

佐賀県唐津市では、大規模な工場等の投資に対する支援メニューに加え、コスメティック関連 企業・新規創業の皆様に対して、資金面での優遇制度を設けています。

■ ■ 交付要件 ■ ■

1. コスメ関連企業であること
2. 申請し、市から認定事業者として認定をうけたもの
3. 認定日から原則2年以内に操業を開始すること

■ ■ 補助対象期間 ■ ■

認定事業者として認定された日から、操業開始後2年間

| 項目 | 補助額等 | 限度額 |
|--------------|--|---------|
| 初期サポート補助金 | 運営に係る経費に対する補助(人件費・交際費除く) 補助額: 対象経費の1/2 | 200万円 |
| 設備投資補助金 | 建物及び償却資産の取得に要した経費に対する補助 補助額: 対象経費の1/2 | 1,000万円 |
| 設備賃料補助金 | 建物及び設備機器の賃借に要した経費に対する補助(共益費等除く) 補助額: 対象経費の1/2 | 500万円 |
| 新規雇用・配置転換補助金 | 新規に地元で雇用または配置転換した従業員数(市内在住)に対する補助 補助額: 対象となる雇用者数 × 50万円 | 2,500万円 |

対象経費: 消費税及び地方消費税を含まない額

■ ■ コスメティック関連企業とは ■ ■

- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に規定する化粧品、医薬部外品、医薬品、医療機器または再生医療等製品(以下「化粧品等」という。)の製造、販売または研究開発
- 化粧品等の原料の製造、販売または研究開発
- 化粧品等の容器そのほかの関連資材の製造または販売
- 健康増進法に規定する特別用途食品、食品表示基準に規定する機能性表示食品または栄養機能食品(以下「保健機能食品」という。)の製造、販売または研究開発
- 保健機能食品の原料の製造、販売または研究開発
- 保健機能食品の容器そのほかの関連資材の製造または販売

■ ■ 申込みなどについて ■ ■

補助金の交付を受けるためには、審査を受けて補助の対象となる事業者と認定される必要がありますので、事前に相談してください。

【お問い合わせ】 唐津市 経済部 企業立地課 コスメティック産業係
住所: 佐賀県唐津市西城内1番1号
TEL: 0955-53-7148

コスメティック産業集積促進補助金に関する申請等フロー

事業者認定及び交付申請等の流れ

| コスメ関連企業 | 唐津市 | 備考 |
|---|---|--|
| <p>【事業者としての認定】</p> <p>認定申請書 提出</p> <p>認定書 收受</p> | <p>認定申請書 收受</p> <p>審査（認定審査委員会）</p> <p>事業者として認定 認定通知書 送付</p> | <p>認定申請書（第1号様式）及び添付書類と併せて提出すること</p> <p>認定日 = 補助対象期間の開始日</p> |
| <p>着工等</p> | | |
| <p>【操業開始届】</p> <p>操業開始届 提出</p> | <p>操業開始届 收受</p> | <p>認定日から2年以内に操業開始すること 操業開始届は、操業開始から30日以内に提出すること（第3号様式） 操業開始後2年間が補助対象期間</p> |
| <p>事業活動</p> <p>↓</p> <p>決算</p> | | |
| <p>【補助金交付申請※】</p> <p>補助金交付申請書 提出</p> <p>交付決定及び額の確定通知書 收受</p> <p>請求書 提出</p> <p>補助金 受領</p> | <p>補助金交付申請書 收受</p> <p>審査</p> <p>交付決定及び額の確定通知書 送付</p> <p>請求書 收受</p> <p>支払い</p> | <p>交付申請書（第4号様式）及び添付書類は、決算から6か月以内に提出すること</p> <p>※操業開始から2年間は補助対象期間のため、毎決算後6か月以内に申請すること</p> |